

大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村 意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

公 告 日：令和 7 年 9 月 10 日

届出年月日：令和 7 年 4 月 11 日

店 舗 名：ドラッグコスモス都城東町店

縦 覧 場 所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦 覧 期 間：令和 7 年 9 月 10 日から令和 7 年 10 月 10 日 まで

意見の概要：別紙のとおり

令和7年8月26日

宮崎県知事 河野 俊嗣 様

都城市長 池田 宜永



大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく意見照会について（回答）

令和7年4月23日付け 25010-1068 にて照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 届出者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス都城東町店 都城市東町 3361 番 外

3 意 見

当該店舗の届出に関し、周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見はない。

4 留意事項

- ・周辺には通学路があるため、事故防止として搬入車両等に対する注意喚起の看板設置等の対策を確実にお願いしたい。また、オープン時や繁忙期等は交通整理員を配置する等の対策を徹底していただきたい。なお、日常においても児童生徒が通行する場合の安全対策には確実な配慮をお願いしたい。
- ・駐車場内における交通事故を回避するため、宮崎県警察が作成した「宮崎県警察駐車場事故防止対策ガイドライン」を参考に、路面標示等の注意喚起により駐車場内の速度の抑制対策をお願いしたい。
- ・駐車場への出入りについて、慢性的な渋滞が起こるようであれば対処していただきたい。また、周辺には道幅の狭い市道もあることから、地域住民の方へ影響がないようにしていただきたい。開店後の隣接周辺道路の状況により、必要であれば協議をお願いしたい。
- ・西側境界付近について、開店後に騒音の苦情があった際には、随時対応をお願いしたい。
- ・廃棄物処理については、一般廃棄物と産業廃棄物の分別について十分に指導監督していただき、適正処理をお願いしたい。

【文書取扱】 商工部 商工政策課 商工担当

TEL : 0986-23-2983

FAX : 0986-23-2658